## 消費税法改正法改正に伴う工事進行基準の取扱いについて(お知らせ)

平成31年4月1日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

平成31年4月1日現在で、機構の工事を受注している者について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号。以下「法」という。) 附則第7条第1項の適用を受けた部分に係る対価の額等について、同条第4項の通知は、下記のとおり取り扱いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 通知書(様式)を平成31年12月31日まで(工事のしゅん功が平成31年12月31日以前である場合はしゅん功日前日まで)に、契約を締結している契約担当役あてに提出願います。
- 2 記1に基づき消費税及び地方消費税額を変更する必要がある場合、別途、変更契約を締結したします。

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 ○○新幹線建設局長 ○○ ○○殿

> 住 所 商号又は名称

代表者氏名

印

通 知 書

「○○新幹線、○○工事他」における、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号。以下「法」という。)附則第7条第1項の適用を受けた部分に係る対価の額等について、下記のとおり通知します。

記

【単位:円】

|                       | 税抜本体価額 |
|-----------------------|--------|
| 報告時点における消費税率 10%に対応する |        |
| 請負価額(A)               |        |
| (A) のうち、工事の着手の日から施行日  |        |
| の前日【注】までに対応する部分(B)    |        |
| 施行日以後に対応する部分(C=A-B)   |        |

【注】施行日の前日とは、法の施行日の前日(平成31年9月30日)をいう。